

重要事項説明書

1 訪問看護事業者（法人）の概要

法人名	特定非営利活動法人むゆうげん
法人所在地	福岡県田川市大字夏吉1205番地11
代表者氏名	木本伸一郎
設立年月日	平成27年4月3日
電話番号	0947-45-7507

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護一会
所在地	福岡県田川市大字夏吉1205番地11
連絡先	電話 0947-45-7500 FAX0947-45-7505
管理者名	入木 成美
事業所番号	介護保険：4065690184 医療保険：5690184
事業の実施地域	田川市 田川郡 ※左記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		常勤換算後の 人数	備考 (兼任の有無等)
		常勤	非常勤		
管理者	1人	1人		1人	兼任
サービス従事者	保健師	人		人	
	看護師	7人	5人	2人	6.5人
	准看護師				
	理学療法士	3人	3人	2人	3.1人
	作業療法士			1人	0.1人
事務職員	1人	1人	1人	1.6人	

(3) 主な職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間 8:00~17:00 常勤で勤務
保健師	
看護師	勤務時間 日勤 8:00~17:00
准看護師	
理学療法士	勤務時間 日勤 8:00~17:00
作業療法士	

(4) 営業日及び営業時間

①サービス受付

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:00~17:00
営業をしない日	土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日 但し、電話等により24時間連絡が可能な体制を取るものとします。

②サービス提供

営業日	365日
営業時間	24時間
緊急時訪問看護	訪問看護計画に位置づけられた訪問(8:00~22:00での対応)のほか 電話等による24時間連絡体制を取り、緊急時の看護要請に対応するものと します。

3 運営の方針

利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 当事業所が提供するサービス

当事業者は、下記サービス内容の中から訪問看護計画に基づき、指定された時間帯にサービスを提供するものとします。

- ①病状、障がいの観察
- ②医療的配慮の必要な利用者様の入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③医療的配慮の必要な利用者様の食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防、処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥人生の最終段階におけるケア

- ⑦認知症の看護
- ⑧療養生活や介護方法の助言
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

5 利用料

(1) 利用者様の訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合

- ①サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となり、以下の表 1 及び表 2 の金額に表 3 の金額を加算した金額となります。
- ②一定以上の所得のある方は、利用者負担が 2 割または 3 割となります。
- ③介護保険が適用される場合において、給付限度額を超えた分のサービス利用料金については、全額をご負担頂きます。
- ④給付制限を受けた場合及び居宅サービス計画を作成していない場合その他償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を利用者様にご負担頂きます。なお、利用者様は、当法人が発行する領収書及びサービス提供証明書を保険者（市区町村）の窓口へ提示し市区町村に承認された場合には、利用者負担額を除いた金額が払い戻しされます。
- ⑤保険適用外における看護管理料など発生する場合は、事前に利用者様の状況及びその必要性について、ご本人及びご家族等に十分説明し加算させていただきます。

<表 1 保健師・看護師がサービスを行った場合>

①介護予防訪問看護（要支援 1・2）

サービス提供時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
利用料金	3,030 円	4,510 円	7,940 円	10,900 円
利用者負担額 1 割負担の場合	303 円	451 円	794 円	1,090 円

②介護訪問看護（要介護 1・2・3・4・5）

サービス提供時間	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
利用料金	3,140 円	4,710 円	8,230 円	11,280 円
利用者負担額 1 割負担の場合	314 円	471 円	823 円	1,128 円

※注 サービス従事者が准看護師の場合には、サービス利用料金は表 1 の金額の 90%となります。

〈表2 理学療法士・作業療法士、言語聴覚士がサービスを行った場合〉

①介護予防訪問看護（要支援1・2）

	1回あたり20分
利用料金	2,840円
利用者負担額 1割負担の場合	284円

②介護訪問看護（要介護1・2・3・4・5）

	1回あたり20分
利用料金	2,940円
利用者負担額 1割負担の場合	294円

〈表3 加算料金〉

前項の表1、表2のサービス利用料金に以下の料金が加算される場合があります。

加算項目		内 容	利用料金	利用者負担額 1割負担の場合	
夜間・早朝・深夜加算		早朝（6時～8時）	基本単位の 25%	2.5%	
※緊急時訪問看護加算に同意を 頂いた場合には1月に2回目以降 の緊急訪問に加算		夜間（18時～22時）			
		深夜（22時～6時）	基本単位の 50%	5%	
複数名 訪問加算	(Ⅰ)	30分未満	利用者様から同意を得て2名の看護師 等が同時に訪問	2,540円	254円
		30分以上	同上	4,020円	402円
	(Ⅱ)	30分未満	利用者様から同意を得て看護師と看護補 助者が同時に訪問	2,010円	201円
		30分以上	同上	3,170円	317円
長時間訪問看護加算		特別管理加算該当する利用者様に 90分を超える訪問看護を行った場合	3,000円	300円	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （月に1回）		24時間対応体制実施ステーションで利 用者様等から同意を得た場合	6,000円	600円	
特別管理加算	(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める状態の場合	5,000円	500円	
	(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める状態の場合	2,500円	250円	
専門管理加算		緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門および 人工膀胱ケアにかかる専門の研修を修了 した看護師、または特定行為研修を修了 した看護師による訪問	2,500円	250円	

ターミナルケア加算		死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上（死亡日及び死亡日 14 日以内に医療保険による訪問看護を受けている場合は 1 日以上）、ターミナルケアを行った場合	25,000 円	2,500 円
初回		新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合 (Ⅰ) 病院・介護保険施設等から退院・退所当日に主治医の指示で看護師が訪問 (Ⅱ) 病院・介護保険施設等から退院・退所した日の翌日以降に主治医の指示で訪問	(Ⅰ) 3,500 円 (Ⅱ) 3,000 円	(Ⅰ) 350 円 (Ⅱ) 300 円
訪問看護退院時共同指導加算		病院又は介護老人施設に入院又は入所中の方が退院（退所）される場合に主治医等と連携して在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,000 円	600 円
看護体制強化加算 (月に 1 回)	(Ⅰ)	厚生労働大臣が別に定める基準に適合し、県知事に届け出た指定訪問看護事業所が利用者様に対して指定訪問看護を行った場合	5,500 円	550 円
	(Ⅱ)		2,000 円	200 円
サービス提供体制強化加算 (1 回につき)		同上	60 円	6 円
看護職員等処遇改善加算		1 か月当たり総単位数	1.8%	0.18%

(2) 利用者様の訪問看護サービスが医療保険の適用を受ける場合

- ①利用者様が末期がんや難病患者等である場合又は急性憎悪等により主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われ、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金を利用者様にご負担頂きます。
- ②利用者様のご負担額は、表 5 のサービス利用料金から利用者様の医療保険給付額を差し引いた金額となります。

<表 4 看護師がサービスを行った場合>

		サービス利用料金
訪問看護基本療養費(Ⅰ) ※理学療法士等は 4 日目以降も 3 日目までと同じ	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円

訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※同一建物居住者	(1)同一日2人	週3日まで	5,550円	
		週4日目以降	6,550円	
	(2)同一日3人以上	週3日まで	2,780円	
		週4日目以降	3,280円	
	理学療法士等	同一日2人	5,550円	
		同一日3人以上	2,780円	
難病等複数回訪問加算 ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様	(1)同一建物内 1人又は2人	1日に2回	4,500円	
		1日に3回以上	8,000円	
	(2)同一建物内 3人以上	1日に2回	4,000円	
		1日に3回以上	7,200円	
緊急訪問看護加算 1日1回	イ 月14日目まで		2,650円/日	
	ロ 月15日目以降		2,000円/日	
長時間訪問看護加算 ※90分を超える訪問看護を行った場合	特別管理加算(別表8) 対象者への訪問 特別訪問看護指示書による 訪問	週1日	5,200円	
	厚生労働大臣が定める者	週3日		
複数名訪問看護加算	同一建物内 1人又は2人	イ 看護師等	週1日まで	4,500円
		ロ 准看護師	週1日まで	3,800円
		ハ その他職員 厚生労働大臣 が定める場合 を除く	週3日まで	3,000円
		ニ その他職員 厚生労働大臣 が定める場合	1回/日	3,000円
			2回/日	6,000円
			3回以上/日	10,000円
	同一建物内 3人以上	イ 看護師等	週1日まで	4,000円
		ロ 准看護師	週1日まで	3,400円
		ハ その他職員 厚生労働大臣 が定める場合 を除く	週3日まで	2,700円
		ニ その他職員 厚生労働大臣 が定める場合	1回/日	2,700円
			2回/日	5,400円
			3回以上/日	9,000円
夜間・早朝・深夜訪問看護加算	夜間(18時~22時)		2,100円	
	早朝(6時~8時)			
	深夜(22時~6時)		4,200円	

訪問看護管理療養費 1	月の初日	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日	13,230 円
	2 日目以降	3,000 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	月の初日	10,030 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	2 日目以降	3,000 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	月の初日	8,700 円
	2 日目以降	3,000 円
24 時間対応体制加算		6,800 円
特別管理加算	(I) 重症度等の高い場合	5,000 円/月
	(II) 特別な管理を要する場合	2,500 円/月
退院時共同指導加算		8,000 円
特別管理指導加算		2,000 円
退院支援指導加算		6,000 円
	特別管理加算対象者 または指導に要した時間が 90 分以上	8,400 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000 円/月 2 回
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円/月
専門管理加算		2,500 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用管理加算		50 円/月
ターミナルケア療養費 ※死亡日及び死亡日前 2 週間以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合		25,000 円
訪問看護ベースアップ評価料 (I)		1,050 円/月

- ①緊急訪問看護加算は、利用者様又はご家族等の緊急の求めに応じて、サービスを提供した場合に、1 日につき 1 回限り加算されます。
- ②特別管理加算 (I) は、以下に該当する状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合に、月 1 回限り加算されます。
- i . 在宅麻薬など注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ、もしくは留置カテーテルを使用している状態
- ③特別管理加算 (II) は、以下に該当する状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合に、ひと月 1 回に限り加算されます。
- i . 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管

- 理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ii. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - iii. 在宅患者訪問点滴注射指導管理を受けている状態
 - iv. 真皮を超える褥瘡の状態
- ④訪問看護情報提供療養費は、利用者様へのより有益な総合的在宅療養を推進することを目的として、利用者様又はご家族等の同意を頂いた上で、利用者様の居住地の市町村等へ利用者様の訪問看護に関する情報を提供した場合に加算されます。
- ⑤退院時共同指導加算は、保険医療機関や介護老人保健施設に入院中（入所中）で、訪問看護サービスを受けようとする利用者様又はご家族等に対し、退院（退所）に当たって、利用者様又はご家族等に対して、当事業所の看護師等が当該主治医等とともに在宅での療養に関する指導を行った場合に、原則として月 1 回算定されますが、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方においては、退院前に十分な指導を行う必要があることから、月に 2 回まで算定することができます。また、特別管理加算対象となる方には、表 5 の特別管理指導加算が加算されます。
- ⑥退院支援指導加算は、退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、退院日に訪問看護が必要と認められた方に対して当事業所の看護師等が、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- ⑦長時間訪問看護加算は、下記の長時間の訪問を要する利用者様に対して、1 回の訪問時が 90 分を越えた場合は、週 1 回に限り加算されます。
- i. 特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けている方
 - ii. 特別管理加算を算定する者に該当する方
 - iii. 15 歳未満の超重症児または準超重症児（週 3 回まで算定可能）
- ⑧在宅患者連携指導加算は、通院困難な利用者様であって、利用者様又はご家族等の同意を得て、訪問診療及び訪問歯科診療を実施している保険医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局等間で、月 2 回以上文書等により共有された情報をもとに、利用者様又はご家族等へ療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- ⑨在宅患者緊急時カンファレンス加算は、利用者様の状態急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催するカンファレンスに当事業所の看護師が参加して、共同で利用者様又はご家族等に対して指導を行った場合に月に 2 回まで加算されます。
- ⑩複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者様又はご家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に限り加算されます。
- i. 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様
 - ii. 特別訪問看護指示期間中の利用者様
 - iii. 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる利用者様
 - iv. その他利用者様の状況等から判断して、i～iii のいずれかに準ずると認められる利用者様
- ⑪介護保険の緊急時訪問看護加算および医療保険の 24 時間対応体制加算
夜間対応を行う看護師の勤務環境に配慮して看護師の負担軽減に資する業務管理体制が整備されていることから、（I）を届け出しています。

(3) 介護保険と医療保険とその他の加算

- ①利用料金は、法令を遵守し国の基準に基づき算定します。
- ②この重要事項説明書に記載のない加算については、必要に応じて説明し同意をいただきます。

(4) 医療保険または介護保険の対象にならない訪問看護サービスを提供した場合

訪問看護一会にて訪問看護サービス（医療保険または介護保険）を受けている方で保険対象にならない訪問看護サービスを求められる方を対象とします。

訪問時間	金額（消費税別）30分毎
8時～18時	4,000円/30分未満
早朝（6時～8時） 夜間（18時～22時）	5,000円/30分未満
深夜（22時～6時）	6,000円/30分未満

※交通費として、サービス1回につき別途500円（消費税別）を頂きます。

土・日・祝日の割り増し料金は申し受けておりません。

(5) 料金改定及び消費税等

- ①本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令又は診療報酬等の改正によりサービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとしてします。
この場合、当事業者は法令改正等後、速やかに利用者様に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとしてします。
- ②サービス料金に介護保険又は医療保険が適用される場合には、消費税は非課税となります。但し、介護保険及び医療保険が適用されない場合には、サービス利用料金全額が利用者様負担となり、別途消費税がかかる場合があります。

6 サービス内容の変更

- (1) 当事業者は、サービス利用当日、利用者様の体調等の理由により予定されていたサービスを提供することができない場合には、利用者様又はご家族等の同意を得た上でサービス内容を変更することができるものとしてします。
- (2) 前項の場合に、利用者様は変更後に提供されたサービスの利用料金を当事業者に支払うものとしてします。
- (3) 当事業者は、利用者様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況等により利用者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

7 その他の費用及び交通費

- (1) 訪問看護サービスのご利用にあたっては、主治医からの訪問看護指示書の交付が必要となります。主治医の指示書料は、該当保険での請求となり、利用者様のご負担となります。

- (2) 利用者様が末期の悪性腫瘍や急性増悪等により死亡された際に、当事業所での死後の処置をご希望される場合は、下記の料金を別途ご負担いただきます。

死後の処置料	20,000円(消費税別)
--------	---------------

- (3) 利用者様宅を訪問する際に要する交通費は、2の(1)に記載する「事業の実施地域」内に居住する利用者様は無料となります。
- (4) 2の(1)に記載する「事業の実施地域」外に居住する利用者様は、交通費の実費(消費税別)をご負担頂きます。この場合、2の(1)に記載する「事業の実施地域」を越えた地点から目的地までの区間における片道5キロメートル未満は500円(消費税別)、5キロメートルを超えるごとに500円(消費税別)の実費負担となります。

8 キャンセル料

利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

利用日の前営業日の12時までに連絡あった場合	無料
利用日の前営業日の12時までに連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

9 利用料金等のお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、翌月末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

10 訪問看護計画書及び訪問看護報告書

- (1) 当事業所は、利用者様又はご家族等のご希望及び心身の状況等並びに主治医の指示等を勘案して、療養上の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書を作成するものとします。
- (2) 当事業所は、訪問看護計画書の作成にあたって、その内容について利用者様又はご家族等に対して説明し、利用者様又はご家族等の同意を頂くとともに作成した訪問看護計画書を利用者様に交付するものとします。
- (3) 当事業所は、サービスの提供を訪問看護計画書に沿って計画的に行うものとします。
- (4) 当事業所は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとします。

11 事業者及びサービス従事者の義務

- (1) 当事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者様の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- (2) 当事業者は、サービス従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (3) 当事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の主治医等の連絡先を確認するなど医師及

び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

- (4) 当事業者は、利用者様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者様又はご家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び訪問看護計画書並びに訪問看護報告書は、5年間これを保存し、利用者様又はそのご家族様の請求に応じてこれを開示するものとします。

1.2 緊急時及び事故発生時の対応

当事業者は、サービス提供中又はサービスの提供により利用者様の容態に急変が生じ、または事故が発生した場合、またはその他必要な場合には、臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め、市区町村、利用者様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡する等必要な措置を講じるものとします。

1.3 その他の留意事項

- (1) 当事業所は、医療機関及び大学等の研修施設として研修生や学生等が同行する場合があります。
- (2) 利用者様及びそのご家族等は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
- (3) サービス従事者は、主治医の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとします。
- (4) 利用者様及びそのご家族は、利用者様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス、その他衛生用品等の使用をサービス従事者に無償で提供するものとします。
- (5) 利用者様へ派遣するサービス従事者の選任は、利用者様に適正かつ円滑にサービスを提供するため当事業者が行うものとし、利用者様がサービス従事者を指名することはできません。
- (6) 利用者様が、サービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明示して、当事業所までお申し出下さい。但し、業務上不適当と判断される事由が無いと判断される場合には、サービス従事者の変更を致しかねる場合があります。
- (7) 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので予めご了承下さい。
- (8) 利用者様及びご家族並びにその付添人は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き、事業者の使用する自動車に同乗することはできません。
- (9) サービス提供の際の事故及びトラブルを防止ため次の事項にご留意下さい。
- ① サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等貴重品は、一切お預かり致しません。
 - ② 現金や貴重品は室内に放置せず、見えない場所や金庫等に保管をお願いします。
 - ③ サービス従事者に対する贈答や飲食物等のご配慮は、不要です。

1.4 サービスに対する苦情等相談窓口

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

当事業所利用者様相談窓口	担当責任者 原享子
--------------	-----------

	営業時間 8：00～17：00 利用方法 電話：0947-45-7500 FAX：0947-45-7505 面接：当事業所相談室
--	---

※対応等の概要

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認
- ③苦情等解決責任者への報告
- ④苦情解決に向けた対応の実施
- ⑤原因究明
- ⑥再発防止及び改善の措置
- ⑦苦情等解決責任者への最終報告
- ⑧苦情申立者に対する報告

(2) 事業者以外の苦情等相談窓口

福岡県介護保険 広域連合	受付窓口 電話番号	田川・桂川支部 0947-49-1093 FAX 0947-49-1097
市町村	受付窓口 電話番号	各自治体 介護保険担当課
福岡県国民健康保 険団体連合会	受付窓口 電話番号	介護保険係 092-642-7813

1.5 ハラスメント対策について

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.6 虐待・身体拘束の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者：管理者 入木 成美

1.7 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.8 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 9 身分証携行義務

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者様及びそのご家族等から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

2 0 協力義務

利用者様及びそのご家族等は、当事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り当事業者に協力しなければなりません。

2 1 連携

当事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 2 その他

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費のご相談をさせて頂く場合があります。

加算に関する同意の有無

利用者様は、下記の加算に同意する場合には、「同意します」に、同意しない場合には、「同意しません」に○印をご記入ください。

1. 介護保険適用の場合

「緊急時訪問看護加算」に（ 同意します ・ 同意しません ）

2. 医療保険適用の場合

「24時間対応体制加算」に（ 同意します ・ 同意しません ）

「訪問看護情報提供療養費加算」に（ 同意します ・ 同意しません ）

※「訪問看護情報提供療養費」とは、訪問看護ステーションと市町村等の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化と利用者様に対する総合的な在宅療養を推進することを目的として、利用者様の居住する市町村等へ情報提供を行います。

説明日 令和 年 月 日

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

<利用者様> 住所.....

氏名.....[㊞]

<代理人> 住所.....

氏名.....[㊞]

(利用者様との続柄.....)

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者様等に対して本書面に基づき重要事項を説明しました。

<事業者> サービス提供事業所

住所 福岡県田川市大字夏吉1205番地11

事業者 特定非営利活動法人むゆうげん

代表者 木本伸一郎

事業所 訪問看護一会

説明者.....[㊞]

個人情報等の使用に関する同意書

私及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1)居宅サービス計画及び看護計画の立案作成並びに変更等に必要な場合
- (2)居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (3)在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供
- (4)医療保険の適用を受ける場合の保険者への情報提供
- (5)行政機関等の指導または調査を受ける場合
- (6)サービス向上を目的とした第三者評価期間による評価を受ける場合

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者及び行政機関等

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2)個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとする
- (3)当事業者は、利用者及びその家族等の個人情報に関し、利用者及びその家族等から開示又は訂正の要求がある場合には所定の方法に従い開示又は訂正するものとする

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名 ㊞

<利用者の家族>

住所

氏名 ㊞

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者になって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>

住所

氏名 ㊞